

# 藤枝地域安全



# NEWS

# 203

「訴訟」「最終通告」「法務局」「裁判」あまり見かけない  
単語が並んでいて驚いてしまいますが・・・

「大半は何に対する請求なのかとの記載が無く、  
実際は意味の通らない文書」

**至急** 6-2 12-18

〇〇料金に関する最終告知について

管理番号△△△につきまして、〇〇の訴状が提出

〒000-0000 警察 太郎様

宛名をご確認の上開封してください

地方裁判所 民事訴訟部  
〒000-0000 東京都千代田区...

最終取り下げ最終期日×月×日  
法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
東京都▽▽区▲▲ お問い合わせ窓口03-\*\*\*\*\*-\*\*\*\*\*

この度、ご通達致します。〇〇会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、裁判所に訴訟を提起いたしましたことをご通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して戴く様お願いいたします。

受領等 請求事件	別紙当事者目録記載のとおり	
当事者の表示		
申立手数料(印紙)	2,950	円
支払い督促正本通知費用	1,140	円
支払い督促発付通知費用	1,140	円

東京法務管理局  
最終取り下げ期日 令和 2年 7月 28日  
お問い合わせ窓口 03-■■■■-■■■■  
東京都千代田区書が関1-2-1 受付時間9:00~20:00

答弁書

東京地方裁判所 皆 民事管理部 御中

第1 請求に対する答弁

- 原告の請求を棄却する
- 訴訟費用は原告の負担とする

第2 請求の原因に対する答

追って準備 答弁にて行う

**記載の電話番号には絶対に電話せず警察へ相談を！**

事件事故の届出・相談は、藤枝警察署 (054) 641-0110 へ！